

マイナンバーカード 代理受取 の 持ち物

申請者本人は → 成年被後見人・被保佐人・被補助人

窓口に来る方は → 法定代理人等(成年後見人・保佐人・補助人)

★申請者が、成年被後見人・被保佐人・被補助人の場合、そのご本人と法定代理人等(成年後見人・保佐人・補助人)と一緒に窓口にお出でいただく必要があります。ただし、申請者ご本人(成年被後見人・被保佐人・被補助人)が窓口にお越しになれない場合、法定代理人等(成年後見人・保佐人・補助人)の方が、代理でカードを受け取ることができます。

なお、被保佐人・被補助人の場合は、代理行為目録によりマイナンバーカードに関する手続きの代理権が確認できる場合のみ、代理の受け取りが可能です。

★代理人受取の場合は、申請者本人が窓口で受け取る際にご用意いただくものよりも、多くの書類が必要です。次の表などを必ずご確認ください。

チェック欄	持ち物（原本に限ります。コピー不可）
	交付通知書(ハガキ) ◎裏面の回答書欄、委任状欄をご記入の上、窓口にお持ちください。
	通知カード(お持ちの方のみ)
	申請者本人の本人確認書類(顔写真付きが必須) (「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください) ①、②、③、④のいずれかの書類をお持ちください。 <ul style="list-style-type: none"> ① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点(合計2点) ③ B区分のうち顔写真付きのもの1点とB区分のうち顔写真付きでないもの2点(合計3点) ④ 次の顔写真証明書1点と、B区分のうち顔写真付きでないもの2点(合計3点) <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人が病院へ入院、施設入所している場合の顔写真証明書 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、入院先の病院長、又は入所先の施設長の署名又は記名・押印を受け、顔写真証明書を作成 ・申請者本人が在宅で保健医療・福祉サービスを受けている場合の顔写真証明書 …所定の様式に申請者ご本人の顔写真を貼付し、サービス提供を受けている介護支援専門員(ケアマネジャー)及びその所属する事業者の長の署名又は記名・押印を受けることで、顔写真証明書を作成
	法定代理人等(成年後見人・保佐人・補助人)の本人確認書類(顔写真付きが必須) (「本人確認書類一覧」と併せてご確認ください) ①、②のいずれかの書類をお持ちください。 <ul style="list-style-type: none"> ① A区分のうち2点 ② A区分のうち1点とB区分のうち1点(合計2点)
	申請者本人と法定代理人等の関係を証明する書類 ・成年被後見人の場合：登記事項証明書(3か月以内に取得したもの) ・被保佐人・被補助人の場合：登記事項証明書(3か月以内に取得したもの)に加え、代理行為目録

松伏町役場 住民ほけん課 電話:048-991-1866(直通)
 平日(月曜日～金曜日):午前8時30分～午後5時00分
 第2・第4日曜日:午前9時00分～午後1時00分(要予約)